

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 教育財務課 1頁

お 知 ら せ

令和2年7月27日付け三重県公報第126号に、教育関係事業補助金等交付要綱について次のように掲載されました。

三重県告示第484号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年7月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3号の項（E）の欄を次のように改める。

三重県中学
校体育連盟
三重県高等
学校体育連
盟
東海中学校
体育連盟
東海高等学
校体育連盟
東海地区盲
学校体育連
盟
東海地区聾
学校体育連
盟
全国中学校
体育大会三
重大会実行
委員会
三重県高等
学校野球連
盟

別表第1の表中第21号の項を第22号の項とし、第14号の項から第20号の項までを1項ずつ繰り下げ、第13号の項の次に次のように加える。

14	令和2年度不登校対策推進事業補助金	市町、教育支援センター運営委員会等が設置する教育支援センターで行われる学習支援等の活動が、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を講じたうえで円滑かつ効果的に行われるよう支援し、教育の機会均等に寄与する。	教育支援センターにおける学習支援等の活動に当たり、次の事業を行うに要する経費 (1) 新型コロナウイルス感染症予防対策に必要となる経費 (2) 学習支援に必要となる備品購入等に係る経費	教育長が別に定める。	市町
----	-------------------	--	--	------------	----

附 則

この告示は、公表の日から施行する。